

# PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用機器 期限内に必ず処分を

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、電気機器の絶縁油などとして幅広い用途で使われてきました。PCB廃棄物は、法律で定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。使用中の電気機器であっても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。処分期間を過ぎると処分ができなくなる上、罰則がありますので、早急に建物の受電設備や照明器具の点検をお願いします(通電中のコンデンサなどは近づくと感電の恐れがあり危険です。必ず電気主任技術者などの専門家にご相談ください)。

PCBは次のような機器に使用されています



コンデンサ  
(受電設備)



安定器  
(照明器具)

※上記の機器は、工場、店舗、ビル、学校、マンション、事務所などの受電設備や照明器具に使用されています

処分期間

高濃度のPCB廃棄物…令和3年(2021年)3月31日まで  
低濃度のPCB廃棄物…令和9年(2027年)3月31日まで

## ◆ 昭和52年3月以前に建てられた建物の所有者は PCB使用安定器が付けられた照明器具がないか確認を

昭和52年(1977年)3月以前に建てられた建物の照明器具には、PCBが使用された安定器が付けられている可能性があります。

該当する場合は、安定器の銘板情報を製造メーカーに問い合わせ、PCBの有無を確認してください。

PCB使用安定器であった場合は、高濃度のPCB廃棄物となり、令和3年3月31日までに処分しなければなりません。

※家庭用の照明器具にはPCB使用安定器は付けられていません。

マンションの場合は、廊下やエレベーター、駐車場など共用部分の照明器具についてご確認ください

安定器などのPCB使用機器について詳しくは  
市のホームページ(ページ番号:61158516)をご覧ください

問 産業廃棄物対策課 (0798・35・0185)

雨に強い  
まちへ

## 止水板・雨水タンク・浸透枳の設置費用を助成

市は、浸水被害等の軽減を図るため、①止水板(防水板)、②雨水タンク・浸透枳(ます)の設置に対する助成制度を実施します。

### 申込は必ず 購入・設置の前に

申込は、来年1月29日(②は2月26日)までに①下水計画課、②下水管理課へ。受付順に審査を行い、予算が上限に達した時点で終了。必ず購入・設置する前に申し込んでください。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください

【ページ番号】①36211497  
②93205972

### ① 止水板(防水板)

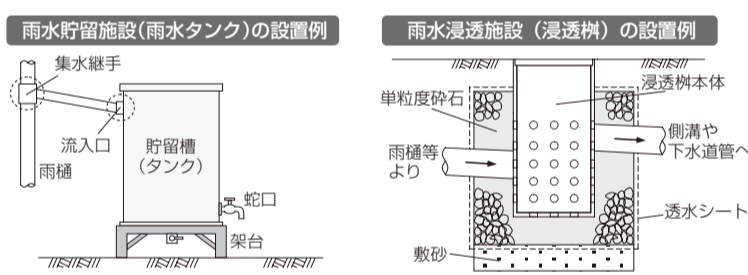
止水板は、豪雨等による浸水が発生した際に、建物内部への雨水の侵入を防ぐための施設です。下水道の整備基準を上回る豪雨の際に発生する、床上・床下浸水等の被害を軽減できます。



問 下水計画課 (0798・32・2265)

### ② 雨水タンク・浸透枳

雨水タンクは屋根に降った雨をためる施設で、浸透枳は流れ込んできた雨水を地中に浸透させる施設です。側溝や下水道管に流れ込む雨水を減らして浸水被害を軽減するとともに、ためた雨水を植木の水やりなどで土に返して、健全な水循環を構築します。



問 下水管理課 (0798・32・2262)

## 住宅の耐震に関する助成を紹介

市は、住宅の簡易耐震診断や住宅の耐震化への補助など、すまいに関する助成を行っています。ぜひご利用ください。

問 建築指導課 (0798・35・3705)

### 簡易耐震診断を受付

4月13日から「簡易耐震診断」の申込を受け付けます(住宅の所有者からの申込に限る)。募集棟数は約130棟(受付順)。受付は12月28日までの予定(変更の場合あり)。

申込書など必要書類を建築指導課(市役所南館2階)へ。申込書は同課で配布。耐震改修の補助も受付予定。

#### 【対象建築物】

昭和56年(1981年)5月以前に着工の住宅(戸建住宅、長屋、共同住宅、住宅部分が過半の兼用住宅) ※建築確認通知書や建築図面(平面図)があれば、診断がスムーズです。鉄骨造、混構造、プレハブ住宅は診断できない場合がありますので問合せを

#### 【費用】

木造戸建住宅…3150円▷木造以外の戸建住宅…6350円 ※共同住宅や長屋などは問合せを

#### 【必要書類】

所定の申込書(印鑑が必要)、建築年の分かる書類(建物の登記簿抄本など) ※共同住宅(分譲)の場合は耐震診断の実施に関する総会か理事会の議事録(写し)、長屋の場合は申込棟の所有者全員の同意書

### 住宅の耐震化をサポート

昭和56年(1981年)5月以前に建築された住宅の耐震改修計画策定費、耐震改修工事費等に対して補助を行っています。申請書など詳しくは、市のホームページ(ページ番号:24924937)をご覧ください。

※補助金交付決定前に契約を結んだ場合は補助の対象外

※特定の設計事務所や工務店を派遣・紹介することはありません

#### 【対象者】

耐震診断の結果、安全性が低い等と判断された市内の住宅を所有している兵庫県民等

#### 【補助額】(戸建て住宅の場合)

- ▷耐震改修計画策定費補助…上限20万円
  - ▷耐震改修工事費補助…上限130万円
  - ▷簡易耐震改修工事費補助…定額50万円
  - ▷シェルター型工事費補助…定額50万円
  - ▷屋根軽量化工事費補助…定額50万円
  - ▷建替工事費補助…定額100万円
  - ▷防災ベッド等設置助成…定額10万円
- ※補助金額は変更になる場合あり

